

# 性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言

令和2年6月5日  
自由民主党政務調査会

## 1 平成29年刑法改正後の政府の取組の現状と今後の方針

性犯罪は、被害当事者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける重大・悪質な犯罪であり、平成29年には、110年ぶりに性犯罪の構成要件を大幅に見直すなどの刑法改正が実現した。

もともと、改正当時から、暴行・脅迫要件の撤廃や公訴時効の廃止など、更なる改正を求める声があるほか、改正法の施行後も、悲惨な性犯罪が後を絶たない中、平成31年3月の一連の無罪判決を契機として、被害当事者らによるフラワーデモが開催され、その動きが全国に広がるなど、被害の実態と深刻さに改めて社会の目が向けられている。様々な調査で、性犯罪・性暴力は、面識のある相手からの被害が多いことが明らかになっているが、その中でも、特に、親や祖父母、兄弟等の親族による長期にわたる性的虐待、教師やコーチなど指導者による教え子への性犯罪、施設職員による入所者からの性的搾取といった卑劣な事案において、未成年者や障害者など弱い立場に置かれた者が、その脆弱さや環境ゆえに被害に遭い、被害申告や証言が難しいため適切な処罰がなされないことはあってはならない。性犯罪・性暴力の撲滅に向けた社会的な気運が更に高まりを見せているが、今なお、声を上げられずに泣いている被害者が大勢おり、性被害の全体像は必ずしも明らかになっていないことを認識する必要がある。

改正法の附則は、政府に対し、改正法の施行後3年を目途として、性犯罪の事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、所要の措置を講ずることを求めている。これを受けて、法務省では、実態調査ワーキンググループによるヒアリングや調査研究の結果が取りまとめられ、刑事法の在り方を検討する「性犯罪に関する刑事法検討会」の開催が決定された。

本年7月に改正から3年を迎えようとする中、政府では、4月に、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)を議長とし、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省が参画する関係府省会議が立ち上げられ、性暴力・性犯罪対策を抜本的に強化するための取組について検討が進められている。

性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、今回の機会はターニングポイントというべき重要な機会である。政府に対しては、今後3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と位置付けて、関係府省庁が連携し、被害・加害の実態や被害者心理、子どもや障害者の特性などを十分に踏まえ、刑事法の検討、再犯防止、被害者支援、被害を未然に防ぐための教育啓発の各観点から、抜本的に対策を強化するため後記の各施策を盛り込んだ「強化方針」を策定し、即時に実行可能なものは速やかに実行に移すとともに、更に時間を要するものについても具体的なスケジュールを定め、必要な制度改正や予算確保を通じ、その効果を把握しながら、スピード感を持って強力で推進することを強く求める。

## 2 具体的な施策(「5本の柱と12の施策」)

### (1) 刑事法の在り方・運用の検討とその成果の実現

性犯罪・性暴力は、その性質上、被害を周囲に打ち明けることが困難な場合が少なくなく、声を上げた被害当事者らの声に耳を傾け、その思いを受け止めることが大切である。法務省の刑事法検討会に複数の被害当事者・支援関係者が委員として選任されたことは評価でき、被害当事者等からの意見を踏まえた検討が進められるべきである。

#### 【施策①】刑事法の在り方の検討と法整備に向けた取組

法務省の刑事法検討会においては、実態調査の結果や被害当事者の声、専門的知見も踏まえつつ、スピード感を持って、令和2年度内を目途に十分な検討を行い、その検討結果を基に、速やかに法制審議会に諮問するなど法整備に向けて確実にステップを進めること。当調査会は、今後とも、高い関心をもって、検討会における議論やその後の動向をフォローし、必ずや成果を実現させる。

#### 【施策②】刑事法の運用の在り方の検討と実施

児童を被害者とする事案において従来から進められてきた司法面接の取組について、その対象を障害がある被害者にも拡大することを求める声や、被害者に二次的被害を与えないための研修の充実を求める声があることなどを踏まえ、幼さや障害といった要因ゆえに事件化や処罰がなされないことのないよう、設備の整備や研修のため必要な予算の確保と併せ、被害者の事情聴取の在り方等につき、より一層適切な運用の在り方を検討した上で、適切に実施すること。

### (2) 性犯罪の繰り返しをゼロにするための施策

性犯罪・性暴力の撲滅のためには、これを犯した者を適切に処罰するだけでなく、ひとたび性犯罪をした者が、二度と性犯罪に手を染めることがないようにすることもまた重要であり、次の取組を進めることを求める。

#### 【施策③】性犯罪者に対する専門的なプログラムの拡充

現在、矯正施設及び社会内の双方で実施されている専門的なプログラムについて、令和2年3月に取りまとめられた効果検証の結果や諸外国の知見も踏まえ、令和2年度から、プログラムの拡充に向けた検討を行うこと。

#### 【施策④】GPS 機器の装着等の新たな手法の調査検討

従来の再犯防止のアプローチとの関係にも留意しつつ、より被害当事者の視点や「社会の目」を意識させて再犯を抑止する観点から、令和3年度までに必要な経費を確保して、諸外国における最新の制度・運用や技術的知見を幅広く調査し、その結果を踏まえて、性犯罪により有罪判決が確定した者に GPS 機器の装着を義務付けるなどの新たな手法について検討すること。

### (3) 被害申告・相談をしやすい環境の整備

性犯罪・性暴力の被害者が、一人で被害を抱え込むことなく、直接又は関係機関を通じて早期に支援を受けられる場につながるとともに、被害の潜在化を防ぐためにも、警察に被害申告・相談をしやすくする環境を整備する必要がある。二次的被害はあってはならない。そのため、以下の取組を推進することを求める。

#### **【施策⑤】被害届の即時受理の徹底**

警察において、性犯罪に関して被害の届け出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時に受理することを更に徹底するとともに、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように必要な指導を行うこと。

#### **【施策⑥】女性警察官の配置促進等**

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置促進や二次的被害防止のための警察官の研修の充実、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号の周知徹底といった取組を進めること。

#### **【施策⑦】被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制強化**

年齢を問わず、被害者本人がワンストップ支援センター等の相談先を日頃から把握し、性被害に遭った場合には、直接、又は関係機関を通じてワンストップ支援センターに速やかにつながるができるよう、全国共通の短縮番号の迅速な導入や令和4年度からのフリーダイヤル化、令和3年度からのSNS相談の本格実施や夜間休日コールセンターの設置、学生や地域の多様な機関などへの周知徹底等を進めること。また、平成30年10月に全ての都道府県に1つのセンターが設置されたが、被害者が相談・支援にアクセスできるよう、地域の実情に応じ、センターの増設を推進すること。

### (4) 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

性犯罪・性暴力の被害に遭った当事者が、その心身の苦痛を少しでも和らげ、平穏な日常を取り戻せるようにするためには、その被害認識状況等に応じ、性被害を認識した時点からシームレスに手厚い支援を受けられるようにすることが不可欠である。そのため、以下の各種施策を推進するべきである。

#### **【施策⑧】ワンストップ支援センターと病院等地域の関係機関との連携強化**

被害者のニーズに寄り添った支援を行うことができるよう、病院など地域の関係機関と連携強化に向け、令和2年度内に一定の方向性を得た上、公立・公的病院を始めとした病院へのワンストップ支援センターの設置、同センターの地域の中核的病院との提携の推進等や証拠採取・保管等に当たっての警察との連携などに取り組むこと。専門的なコーディネーターや支援員の確保・研修等を推進すること。

#### **【施策⑨】中長期的な支援体制の確立と被害当事者の負担軽減**

性犯罪・性暴力被害の影響が、精神面・生活面も含め中長期にわたるという実態を踏ま

え、シームレスな支援のため、トラウマ治療などの専門性を備えた医師等専門職の育成と適切な処遇の検討、福祉部局との連携等を進め、支援体制を確立すること。また、公費負担の充実により、医療等に対する被害当事者の負担の軽減を図ること。

## (5) 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と予防

未成年者に対する痛ましい性犯罪・性暴力が後を絶たないところ、子どもは、自らの身に起きた事態が性被害だと認識できず周囲の大人に申告できない場合があることから、「生命の尊さ」を学ばせるとともに、誰もが「被害者にならない」「加害者にならない」「傍観者にならない」ようにするため、国内外における取組も参考としつつ、速やかに、以下のような子どもたちに対する教育の具体的方法を検討し、実行に移すとともに、社会全体への啓発を徹底的に強化すべきである。

### 【施策⑩】年齢に応じた「生命の安全教育」の推進

「生命の尊さ」「自分を尊重し、大切にすること」「相手を尊重し、大事にすること」などをしっかりと教えること。また、幼児期の段階から、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら SOS を出すことの必要性を教える(例えば、「水着で隠れる部分は、触らない、触らせない、触られたら大人に言う」等といった、いわゆる「プライベートゾーン」について指導する等)とともに、その後も、性犯罪を含む犯罪に遭わないための防犯指導や、「SNSの危険性」、「デートDV」など、小学校、中学校、高等学校、大学の各段階に応じた「生命の安全教育」を行うこと。その際、有識者等の知見も得ながら、分かりやすく工夫した教材等を早急に作成し、令和3年度から教育現場に取り入れるとともに、研修等を通じて、子どもに関わる教員が性被害の深刻さや必要な対応を十分に理解するよう取組を進めること。

### 【施策⑪】わいせつ行為等に及んだ教員への対処の厳格化

児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員は原則として懲戒免職とすることや、告発を必ず行うことを各教育委員会に徹底するとともに、過去に児童生徒へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等を厳しく見直すべく、検討を進めること。

### 【施策⑫】社会全体への啓発の徹底強化

「相手の同意のない性的行為はしてはならない」という社会の意識を醸成するとともに、AV強要等の問題にも対応するため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間や入学・進学時期である毎年4月など、機会を捉え、広報啓発活動を徹底的に強化すること。

以上